

農林水産商工委員会資料（別冊）

（農林水産部所管分）

「第4号議案 令和6年度島根県一般会計予算 [関係分]」に係る説明資料

令和6年3月7日・8日

農 林 水 産 部

（注） （ ）内は、令和5年度予算額

農林水産基本計画の概要

・重点取組分野【農業】

長期ビジョン

- ① 農業産出額 100 億円増（基準：629 億円（H28））
- ② 今後 10 年間で担い手不在集落の過半（550）を解消

計画期間の目標

- ① 重点取組分野において効果額 100 億円を生み出す
- ② 担い手不在集落 275 集落を解消

<p>(1) ひとつづくり</p> <ul style="list-style-type: none">① 新規自営就農者の確保② 中核的な担い手の育成③ 集落営農組織の経営改善④ 地域をけん引する経営体の増加⑤ 将来性のある産地の拡大	<p>(2) ものづくり</p> <ul style="list-style-type: none">① 水田園芸の推進② 有機農業の拡大③ 美味しまね認証を核とした GAP の推進④ 肉用牛生産の拡大⑤ 持続可能な米づくりの確立
<p>(3) 農村・地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none">① 日本型直接支払制度の取組拡大② 地域が必要とする多様な担い手の確保・育成③ 鳥獣被害対策の推進	

・重点取組分野【林業】

長期ビジョン

令和12年の原木生産量 800 千 m^3 （基準：628 千 m^3 （H30））

計画期間の目標

令和6年の原木生産量 714 千 m^3

<p>(1) 林業のコスト低減</p> <ul style="list-style-type: none">① 原木生産の低コスト化② 再造林の低コスト化	<p>(2) 原木が高値で取引される環境整備</p> <ul style="list-style-type: none">① 製材用原木の需要拡大と安定供給② 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大
<p>(3) 林業就業者の確保</p> <ul style="list-style-type: none">① 新規林業就業者の確保② 林業就業者の定着強化	

・重点取組分野【水産業】

長期ビジョン

① 令和21年の沿岸自営漁業の産出額 54 億円（基準：27 億円（H30））

② 132の沿岸漁業集落について1集落当たり漁業者が5人以上いる形で維持

計画期間の目標

① 令和6年の沿岸自営漁業産出額 29 億円

② 132の沿岸漁業集落について1集落当たり漁業者が5人以上いる形で維持

<p>(1) 沿岸自営漁業者の確保と所得の向上</p> <ul style="list-style-type: none">① 沿岸自営漁業の新規就業者確保② 沿岸自営漁業者の所得向上
<p>(2) 漁村、地域の維持・発展</p> <ul style="list-style-type: none">① 定置漁業の持続的発展② 企業的漁業経営や内水面漁業の安定的発展

担い手の確保・育成①

(1) 新規自営就農者の確保

農業経営課

1. 目指す姿と取組のポイント

【5年後の目指す姿】

認定新規就農者を毎年60人以上確保するとともに、認定新規就農者の8割が就農後5年以内に販売額1,000万円を達成。

- UIターン者も含めた新規自営就農者の確保・育成に軸足を置き、自営就農者を安定的に確保するとともに就農後の経営発展に向けた支援を強化する。

【主な活動の成果】

認定新規就農者（令和5年度） 31人（令和6年1月末時点）

2. 取組の進め方と令和6年度予算事業

(1) 自営就農希望者の確保

- ① 水田園芸や有機農業などの産地づくりで必要な担い手を確保するため、就農希望者が安心して就農できるような研修体制と経営モデルや農地がセットになった「包括的就農パッケージ」を作成・活用し、就農希望者に積極的にセールス。

【新規就農者確保・育成推進事業 25,962千円（23,509千円）】

- ② 地域での受入体制の強化

- ・ 地域計画に基づき、地域が必要とする担い手の明確化や、その就農希望者の受入に必要な農地確保、基盤整備、研修体制等の仕組みづくりを支援。

- ③ より多くの高校生が農業を職業として志すような環境づくりを推進。

- ・ 農業高校のネットワーク化を図るとともに、スマート農業やGAP、地域の産地づくりとの連携活動によって各校の魅力化を促進。
- ・ 農林大学校を中心として、農業高校の生徒を対象に農林大学校でより専門的な研修を実施したり、農林大学校の先生が農業高校に出向いて農業への関心を呼び起こすような授業を実施。

【農業高校地域連携推進事業 2,700千円（2,700千円）】

(2) 自営就農希望者の研修

- ① 農林大学校において、就農ビジョンが明確で速やかな就農を希望する社会人や、一旦は雇用就農するが将来的には自営就農したいという高卒生等、それぞれにあったサポートを充実。

【農林大学校再編拡充事業 46,228千円（41,861千円）】

- ② 担い手育成に意欲ある農業法人と連携し、就農希望者が雇用就農を経て独立して自営就農できるよう支援。

- ・ 担い手育成に意欲ある法人と県とで担い手育成協定を締結
- ・ 法人が就農希望者を受け入れるにあたって必要となる設備等を支援

補助率 1/3以内 【自営就農志向者支援事業 21,928千円（20,936千円）】

- ③ 農林大学校によるリモート授業と地域の受入経営体による実習を組み合わせた研修を実施し、水田園芸、有機農業による就農希望者の確保を加速。

- ・ 研修制度：農林大学校によるリモート座学、受入農家での実習（原則2年以内）
- ・ 受入農家に対する支援：実習用ハウス整備投資等を支援 補助率 1/3以内

研修生受入助成 定額3万円/月・人

【水田園芸・有機農業地域研修事業 14,320千円（14,986千円）】

④ 就農準備のための研修に必要な資金を交付

- ・対象 就農時50歳未満の者 研修：150万円／年（最長2年）
【就農準備・経営開始資金（国） 303,000千円（303,000千円）】
- ・対象 就農時50歳以上の者等 研修：UIターン者 144万円／年
県内在住者 72万円／年（最長1年）
【農業人材投資事業（県） 5,880千円（6,720千円）】

（3）新規就農者の円滑な就農と定着支援

（ソフト）

① 就農後の早期の経営確立、定着を図るため資金を交付

- ・対象 就農時50歳未満の者 定着：150万円／年（最長3年）
※R3年度までは、最大150万円／年を最長5年間交付
【再掲：就農準備・経営開始資金（国）】
- ・対象 就農時50歳以上の者等 定着：72万円／年（最長2年）
【再掲：農業人材投資事業（県）】

② 新規就農者の早期経営安定に向けて手厚いサポートを実施

- ・就農後5年以内に販売額1,000万円（他産業並みの所得）を達成できるような計画づくりを支援し、関係機関によるサポートチームで継続支援。
- ・スムーズにGAP認証取得ができるよう、農業普及員がマンツーマンで支援。
- ・効率的に技術向上が図られるよう、IoT技術（環境モニタリング等）を活用したリモート指導を提供
【農業改良普及事業 20,041千円（19,678千円）】

（ハード）

① 経営に必要な施設・機械等の整備を支援

- ・国事業を活用する場合 補助率 1/4以内（国1/2、県1/4）
補助対象事業費上限 10,000千円
※事業者負担については融資を受けることが要件。
※経営開始資金（国）と合わせて活用する場合は、事業費上限500万円。
- ・国事業を活用しない場合 補助率 1/3以内
補助上限 10,000千円
【機械等整備事業 232,500千円（210,000千円）】

② 経営に必要なハウス等の整備を支援 【詳細はP6参照】

- 助成の対象：園芸用ハウス、菌床きのこハウス、畜舎、たい肥舎等
- ・国事業を活用する場合 補助率：国事業（産地パワーアップ事業）活用の場合、
国は資材費の1/2を助成、県は総事業費の1/4を助成
- ・国事業を活用しない場合 補助率：市町村が事業費の1/3を助成する場合、
県も同額を助成（県1/3、市町村1/3、事業者1/3）
【ハウス等整備事業 208,000千円（187,244千円）】

③ 青年等就農資金

- ・融資対象者 認定新規就農者
- ・資金使途 青年等就農計画の達成に必要な資金（施設・機械の導入、家畜の購入、果樹の新植など）
- ・返済期間 17年以内（うち据置期間5年以内）
- ・融資限度額 3,700万円（特認1億円）
- ・利率（年） 無利子

担い手の確保・育成②

(2) 中核的な担い手の育成 (3) 集落営農の経営改善 (4) 地域をけん引する経営体の増加

農業経営課

1. 目指す姿と取組のポイント

- 地域や産地の中核となる担い手を確保するため、担い手の経営発展に向けた取組を支援。(販売額1,000万円以上(=他産業並みの所得)の経営体の増加)
- 集落営農組織の経営の継続性確保に向けた法人化や多角化による収益確保の取組や、後継者確保の取組を支援。
- 地域とともに発展していこうとする意欲のある企業を「地域けん引経営体」として誘致・参画を推進。

2. 取組の進め方と令和6年度予算事業

規模拡大、生産性向上支援

(1) 中核的な担い手

① 規模拡大や生産性向上を図ろうとする農業者等に対して、必要な機械・施設等の設備投資を支援(国)

助成の対象：利益の拡大、経営コストの縮減等の取組に必要な機械等

補助率 3/10以内

※条件不利地域支援では導入する機械等に応じて1/3以内、1/2以内

【農地利用効率化等支援交付金 30,000千円(45,000千円)】

【産地生産基盤パワーアップ事業】

② 規模拡大等の際に必要な機械等の整備を支援(県)

助成の対象：認定農業者の生産コスト低減、水田園芸や有機農業の導入に必要な機械等

補助率 1/3以内

上限 認定農業者(認定農業者である集落営農法人を含む) 3,333千円

※設立1年未満の法人(集落営農法人を除く) 8,000千円

【再掲：機械等整備事業】

③ 規模拡大等の際に必要な施設等の整備を支援(県) 【詳細はP6参照】

助成の対象：園芸用ハウス、菌床きのこハウス、畜舎、たい肥舎等

・国事業を活用する場合

補助率：国事業(産地パワーアップ事業)活用の場合、国は資材費の1/2を助成、県は総事業費の1/4を助成

・国事業を活用しない場合

補助率：市町村が事業費の1/3を助成する場合、県も同額を助成(県1/3、市町村1/3、事業者1/3)

【再掲：ハウス等整備事業】

【参考】 農業用ハウス整備支援の充実・強化（R3年度～）

例：事業費10,000千円（資材費7,000千円）の農業用ハウスを整備する場合

国庫活用型	国3,500 (資材費の1/2)	県2,500 (事業費の1/4)	※	本人負担
-------	---------------------	---------------------	---	------

※可能な限り国庫事業の活用を進めるため、市町村に対し、事業費の1/10程度の上乗せ支援を要請。
※市町村が1/10上乗せすると、国庫非活用型の場合より本人負担が軽減される。

国庫非活用型	県3,333 (事業費の1/3)	市町村 3,333 (事業費の1/3)	本人負担 3,334
--------	---------------------	------------------------	---------------

(2) 集落営農

(1) の①～③の事業に加え、

① 集落営農の法人化支援（立ち上がり経費支援）

助成の対象：会計ソフト、オペレータの資格取得等

補助率 1/2以内

上限 1,000千円（3年間の累計）

② 広域連携による経営の継続及び効率化の活動を支援

助成の対象：オペレータの資格取得、共同販売活動等

補助率 1/2以内

上限 1,000千円

【集落営農体制強化推進事業 14,479千円(14,479千円)】

③ 集落営農の法人化、広域連携組織設立の際に必要な機械等の整備を支援

助成の対象：集落営農法人の新規設立に際して必要な機械等

広域連携組織による共同活動（省力・低コスト化等）に必要な機械等

補助率 1/3以内

上限 3,333千円（設立1年未満の法人かつ認定農業者8,000千円）

【再掲：機械等整備事業】

④ 新たに水田園芸に取り組む意欲のある集落営農組織の栽培実証ほの設置を支援

補助率 1/2以内 【P10参照】

【水田園芸チャレンジ支援】

(3) 地域けん引経営体

(1) の①～③の事業に加え、

① 経営開始支援

助成の対象

・法人設立経費、事務所賃貸料、基盤整備等

補助率 1/2等

【地域をけん引する経営体確保対策事業 29,840千円(29,947千円)】

・経営を開始する際に必要な機械整備

補助率 1/3以内 上限 5,000千円

【再掲：機械等整備事業】

(5) 将来性のある産地の拡大

産地支援課

1. 目指す姿と取組のポイント

- ① 将来に向けて持続可能な産地をつくるためには、「作ったものを売る」から「売れるものを作る」というマーケットインの発想に基づく産地づくりが基本。
- ② 県は、こうした産地づくりに向け、産地や担い手の主体的な取組を支援。

2. 取組の進め方と令和6年度予算事業

【産地創生事業】(県) 180,000千円 (170,000千円)

<事業活用に必須となる産地ビジョン>

- ・ 産地創生事業は、産地の規模の大小は問わないが、次の要素が盛り込まれた産地ビジョンの策定が要件。
 - ① 産地が将来拡大すること(生産額が増加すること)
 - ② 産地を支える新たな担い手が継続的に参入・確保されること
 - ③ ①、②のビジョン実現が、マーケットインの視点からの取組みに裏打ちされていること

<事業実施主体>

農林漁業者等の組織する団体

※3名以上の農林漁業者で組織し、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等を加えることができる

<補助スキーム>

(1) 補助率(構想実行支援)

- 基本補助 : 補助対象事業費※₁の1/2
- 連携加算補助 : 市町村の補助額に対し、県も同額を上乗せ
- 補助総額上限 : 産地の負担を総事業費※₂の1/4(25%)まで圧縮可
(ただし、1団体当たり30,000千円/年度以内、50,000千円/3年度以内※₃)
- ※₁補助対象事業費: 総事業費から国庫補助金額を除いた額。
- ※₂総事業費: 国庫事業を含めた事業費の合計額。ただし、他の県単事業費は除く。
- ※₃コロナ禍や資材高騰などで活動が遅れている産地には、R6目標の達成が見込まれる場合に限り、事業期間を1年延長可能

(2) 補助率(発展的更新)

- 基本補助 : 補助対象事業費※₁の1/3
- 連携加算補助 : 市町村の補助額に対し、県も同額を上乗せ
- 補助総額上限 : 産地の負担を総事業費※₂の1/3(33%)まで圧縮可
(ただし、1団体当たり15,000千円/年度以内、25,000千円/2年度以内※₃)
- ※₁補助対象事業費: 総事業費から国庫補助金額を除いた額。
- ※₂総事業費: 国庫事業を含めた事業費の合計額。ただし、他の県単事業費は除く。
- ※₃3年の構想実行支援期間終了後、現在の取組を更に発展させ、深化・高度化する場合

(3) 補助金額算定のイメージ

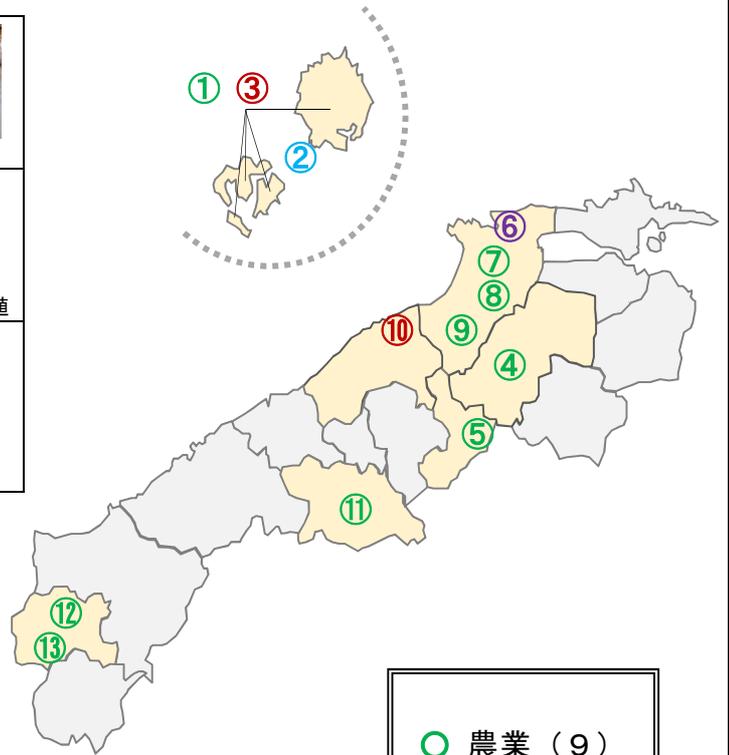
事業A(ハウスの整備)		事業B(ハウス客土・用水設備、商品開発等)		事業C(リースハウスの整備)		
国補助 1,500万円	補助残 1,500万円	既存事業対象外 1,800万円		県補助 1,000万円	市町村補助 1,000万円	補助残 1,000万円
①総事業費 4,800万円						
②国事業補助 1,500万円	補助残 1,500万円	既存事業対象外 1,800万円				
③補助対象経費 3,300万円 (①-②)						
⑤県基本補助額 1,650万円 (③×1/2)		⑥市町村補助額 225万円	⑦県加算補助額 (⑥と同額) 225万円	④最終的な産地の負担(下限額) 1,200万円 (①×50%)		

※県の単独事業は、総事業費に含まない

産地ビジョン実現に向けて活動を支援している産地（R5年度）

【隠岐】

① R2採択 隠岐圏域	離島の不利を逆手に とった地産地消型園芸 の推進	 島内産直市の様子
② R2採択 海士町	海外輸出を核とした いわがきのブランド力 強化	 いわがき「春香」の養殖
③ R3採択 隠岐圏域	放牧で育まれた「隠岐 牛」の特徴を売りとした 産地ブランド力の強化	 放牧環境で育つ 母牛と子牛



【東部】

④ R2採択 雲南市	加工メーカーや販売 事業者等と一体となっ て取組む山椒の産地化	 山椒の実
⑤ R2採択 飯南町	担い手農業者と町内福 祉施設との協働による 物流改善と販路多角化	 収穫前のパプリカ
⑥ R2採択 出雲市	生協・学校給食との契約 取引を核とした椎茸 周年生産の拡大	 ハウス内の菌床椎茸
⑦ R3採択 出雲市	「島根アジサイ」を核に 自立拡大する鉢花 産地	 万華鏡
⑧ R4採択 出雲市	持続可能で収益性の 高いぶどう経営による 産地再興	 ぶどう加温ハウス (ヒートポンプ)
⑨ R4採択 出雲市	畑地化の推進に向けた 「かんしょ」産地の拡大	 さつまいも

【西部】

⑩ R2採択 大田市	「大田生まれ(子牛)、 大田育ち(肥育牛)」の御 当地和牛の首都圏進出	 石見銀山和牛肉
⑪ R2採択・ R5発展的更新 邑南町	県オリジナルぶどう 品種「神紅」による 産地化	 オリジナル品種「神紅」
⑫ R3採択 津和野町	首都圏の飲食店を中心 とした安定取引による わさびの産地拡大	 畳石式わさび田
⑬ R3採択 津和野町	業務用事業者との安定 取引を柱とする山菜 産地の拡大強化	 たらの芽

(6) 水田園芸の推進

産地支援課

1. 目指す姿と取組のポイント

【水田での園芸作物の生産拡大】

はじめて作る人でも取り組みやすい環境づくり

- 品目をしぼり技術習得を徹底フォロー【水田園芸6品目】
キャベツ、タマネギ、ブロッコリー、白ネギ、ミニトマト、アスパラガス
- 日当たりや水はけなどがよいほ場の選定や水田園芸に必須な排水対策の徹底
- 機械投資や労力確保などに不安なく取り組めるよう、育苗・収穫・調製・販売や機械利用について地域での共同化・分業化を推進【拠点方式による産地化】
- 加工・業務用向けの契約取引を始めとする安定的な販路の確保

【令和5年度実績見込み:水田園芸作付面積 237ha (R4年 232ha)】

2. 取組の進め方と令和6年度予算事業

(1) 拠点産地を形成していくための支援

① 産地化に向けた試行的取組や合意形成を促進

- ・ 産地化に向けた先進地視察や栽培実証、出荷先確保等に対する取組を支援（定額）
- ・ 作業の共同化や省力・低コスト生産等への産地全体での試行的な取組に対する支援（1/2以内）

【水田園芸拠点づくり事業(県)】【時代を拓く園芸産地づくり支援(国)】

② 機械の共同利用や労力を補完する仕組みづくりを進めるための支援

- ・ 排水対策機械や定植機、収穫機等の機械・施設の共同利用を推進（1/3以内）
- ・ 定植、収穫等の作業受託を行う組織の確保と人材育成を推進（定額10万円/月・人）

【水田園芸拠点づくり事業(県)】

③ 産地を越えた集出荷調製体制等の整備

- ・ 調製・物流等の効率化を進めるため、地域や市町村を越えた集出荷調製施設等の整備を推進(国事業を活用する場合、県は事業費の1/6を補助)

【水田園芸拠点づくり事業(県)】

【産地生産基盤パワーアップ事業(国)】【強い農業づくり総合支援交付金(国)】

④ 安定した経営のための販路確保

- ・ 市場出荷だけでなく、加工・業務用を中心とした販路確保を進め、産地全体での契約取引による安定した所得の確保、出荷コストの低減を進める

【しまねの農産物販路拡大支援事業(県)】

⑤ 産地全体で生産性を上げていくための水田の汎用化等の基盤整備の推進

- ・ 地域全体で基盤整備に取り組む際の支援（最大で地元負担が0）

【農業競争力強化基盤整備事業(公共)】

(2) 担い手への支援

- ① 小規模でも新たに水田園芸に取り組む意欲ある農業者等を支援
 - ・ 栽培実証ほの設置に係る経費を支援(1/2以内)
 - ・ 1経営体当たり露地品目は概ね10a以上、施設品目は概ね2a以上
【水田園芸チャレンジ支援事業(県)】
- ② 水田園芸6品目に取り組む農業者に交付金を交付
 - ・ 水田活用の直接支払交付金(産地交付金)の県域メニューにおいて、水田園芸6品目については、最大15万円/10aを交付
【水田活用の直接支払交付金(産地交付金)県予算 16,321千円】
- ③ 水田園芸(アスパラガス、ミニトマト)の栽培に必要なハウス整備を支援
 - ・ 国事業(産地生産基盤パワーアップ事業)を活用する場合、国は資材費の1/2、県は事業費の1/4を支援
 - ・ 県事業では市町村が事業費の1/3を補助する場合、県も同額を補助
【ハウス等整備事業(県)】
【燃油価格・農業資材高騰総合緊急対策ハウス整備事業(県 R5.11補)】
- ④ 水田園芸の取組に必要な農業用機械・施設の導入を支援
 - ・ 産地拡大に取り組む意欲ある経営体が必要な営農機械等を導入する経費の一部を支援(1/3以内)
【水田園芸拠点づくり事業(県)】
- ⑤ 排水対策の徹底
 - ・ 水田での生産性向上に最も重要な排水対策については、「排水対策早見表」の活用、ほ場条件に応じた額縁明きょやサブソイラーによる暗きょ、高畝栽培などを徹底
- ⑥ 高収益作物への転換のための基盤整備を機動的に推進
 - ・ 比較的小規模からでも水田園芸品目を栽培する際の排水対策や土壌改良等を実施可能(受益農家2戸以上、事業費200万円以上、最大で地元負担が0)
【農地耕作条件改善事業】

(3) 拠点産地の中心となる担い手の確保

拠点産地の形成に向けて担い手の確保・育成対策との両輪で取組を推進

- ① 集落営農組織
 - ・ 水田園芸の導入により、経営の多角化や他の集落営農組織との広域連携を進め、経営改善・所得確保を図り、組織を支える担い手の確保が可能となる経営を実現
⇒ (3) 集落営農の経営改善
- ② 認定農業者
 - ・ 安定した生産・販売が可能な水田園芸の導入を進め、安定経営と所得の向上を実現
⇒ (2) 中核的な担い手の育成
- ③ 新規就農者
 - ・ 新規就農者でも安定した経営が実現できる水田園芸の導入を進め、拠点産地の形成に必要な新規就農者を確保
⇒ (1) 新規自営就農者の確保
- ④ 地域けん引経営体
 - ・ 担い手不在集落でまとまった農地が確保され、かつ地域の合意形成が得られた地域では、独自の販路や高い生産技術を持ち、拠点産地の中心となって産地化を図る「地域けん引経営体」を誘致
⇒ (4) 地域をけん引する経営体の増加

〈予算事業〉

園芸総合事業	157,356千円 (162,531千円)
燃油価格・農業資材高騰総合緊急対策ハウス整備事業	70,000千円 (R5年11月補正)
農業競争力強化対策事業(国)	1,118,211千円 (1,832,629千円)

(7) 有機農業の拡大

産地支援課

1. 目指す姿と取組のポイント

【有機JASの面積をシェア1%以上を実現】

有機農産物を求める実需者のニーズに対応し販路を確保し生産拡大・産地づくりを推進

- 販路確保によるマーケットインの発想のもと、生産拡大を推進
- 新たに取り組もうとする農業者等が、設備投資や販路などに不安なく取り組めるよう、施設機械利用の共同化・作業の分業化や販路確保等を進め有機産地を形成
 - ・ 米では生産ロットの確保に向けて機械の共同利用や乾燥調製施設の活用を推進
 - ・ 野菜では根菜類・果菜類など実需者が求める品目を導入・推進

【令和5年度実績見込み:有機JAS面積 284ha (R4年 192ha)】

2. 取組の進め方と令和6年度予算事業

(1) 有機農業を進めるための販路確保

有機農産物の価値を評価する小売業者との結びつきを強化し、確実な販路の拡大を図るとともに、県内から実需者までの物流を改善

① パートナー企業の活用による販売力の強化

- ・ 令和元年度より首都圏で有機農産物を取り扱う「こだわりや」とパートナー企業連携協定を締結し、販売だけでなく、産地づくりの視点からアドバイスをもらいながら首都圏での販売対策を強化

② 新たな販路確保

- ・ 有機農産物を扱う大手食品宅配企業や米卸への販路開拓を進め、それら実需者が必要とする品目、量、時期を把握し、中長期的な生産・出荷計画を策定

③ 物流の改善

- ・ 複数の産地や農業者の連携、流通ルートの効率化等により輸送経費を削減する取組を支援

【しまねの農産物販路拡大支援事業(県)】

(2) 需要に応じた産地の拡大

野菜において独自の販路や一定のロットを有し、県内の有機農業をけん引する産地を「中核産地」と位置づけ、生産面積の拡大や新規就農者の確保を着実に推進

① 新規就農者の確保

- ・ 有機産地の形成や拡大に必要となる新規就農者を確保するため、包括的就農パッケージの作成や就農相談会等での募集、農林大学校での研修等を実施

② 有機農産物の生産拡大を進めるためのハウス整備を支援

- ・ 国事業(産地生産基盤パワーアップ事業)を活用する場合、国は資材費の1/2、県は事業費の1/4を支援
- ・ 県事業では市町村が事業費の1/3を補助する場合、県も同額を補助

【ハウス等整備事業(県)】

【燃油価格・農業資材高騰総合緊急対策ハウス整備事業(県 R5.11補)】

③ 農業者の経営基盤の確立や発展に向けた農業用機械・施設の導入を支援

(1/3以内)【機械等整備事業(県)】

(3/10以内)【農地利用効率化等支援交付金(国)】

(3) 需要に応じた新たな産地づくり

販売店や米卸等実需者の需要情報に基づく、新たな産地形成を支援

- ① 有機栽培技術を導入していくための試作や販売先との打ち合わせを支援
(1/2以内)【有機農業推進事業(県)】
- ② 実需者と結びついた有機農産物の栽培技術向上のための実証ほの設置、栽培研修会を県で開催
【有機農業推進事業(県)】
- ③ 有機農産物の生産拡大を進めるためのハウス整備を支援
 - ・ 国事業(産地生産基盤パワーアップ事業)を活用する場合、国は資材費の1/2、県は事業費の1/4を支援
 - ・ 県事業では市町村が事業費の1/3を補助する場合、県も同額を補助
【再掲 ハウス等整備事業(県)】
 【再掲 燃油価格・農業資材高騰総合緊急対策ハウス整備事業(県 R5.11補)】
- ④ 農業者の経営基盤の確立や発展に向けた農業用機械・施設の導入を支援
(1/3以内)【再掲 機械等整備事業(県)】
(3/10以内)【再掲 農地利用効率化等支援交付金(国)】
- ⑤ 有機農業への転換や産地形成に必要な活動、機械導入等に対して支援
 - ・ 有機栽培への転換や栽培技術の実証等を支援
(定額)【みどりの食料システム戦略推進交付金(国)】
(1/2以内)【有機農業推進事業(県)】
 - ・ 地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村が、有機農業の団地化や学校給食での利用、販路拡大等を推進する取組の試行や体制づくりを支援
(定額)【みどりの食料システム戦略推進交付金(国)】
 - ・ 共同化・分業化など産地形成に必要な機械導入等を支援
(1/3以内、国補助事業活用の場合1/6上乘せ)【再掲 有機農業推進事業(県)】
【再掲 産地生産基盤パワーアップ事業(国)】
- ⑥ 有機JASを新たに取得もしくは既取得者で取組面積の拡大を図ろうとする農業者のほ場実地検査(有機JAS認証検査)を受講・受験する取組を支援
(定額、1/2以内)【有機農業推進事業(県)】

〈予算事業〉

有機農業推進事業	22,676千円	(21,622千円)
燃油価格・農業資材高騰総合緊急対策ハウス整備事業	70,000千円	(R5年11月補正)
しまねの農産物販路拡大支援事業	44,450千円	(51,364千円)
農業競争力強化対策事業(国)	1,118,211千円	(1,832,629千円)
うち みどりの食料システム戦略分	60,000千円	(60,000千円)

地域けん引経営体と連携した
新たな有機産地づくり



参入企業との
取引に向けたサトイモの試作

パートナー企業と連携した
販路開拓



首都圏の小売店での
しまねフェアの様子

(8) 美味しまね認証を核としたGAPの推進

産地支援課

1. 目指す姿と取組のポイント

GAPは、農業経営における基本的取組であり、実需者や消費者の信頼向上や販路拡大にもつながるものであることから、GAPへの取組を支援する。

- (1) マーケットから求められる国際水準GAPである「美味しまねゴールド」の認証取得に向けた支援
- (2) 流通・販売業者等の理解を深め、GAPに取り組むメリットが実感できる販売環境を構築

【令和5年度実績見込み：国際水準GAP認証取得経営体数 680経営体】

2. 取組の進め方と令和6年度予算事業

(1) 美味しまねゴールドの取得支援

①担い手のGAP認証取得支援

- ・ 認証取得希望者に対して農業普及員がマンツーマンで取得を支援
- ・ 信頼性の確保のための残留農薬分析を実施

②就農希望者等へのGAP認証取得支援

- ・ 農業高校、農林大学校等農業教育機関における国際水準GAP認証の理解促進を図るため、出前講座や国際水準GAP認証の取得支援を実施
- ・ 就農準備中において、農業経営に必要な法令等必要な知識の習得やGAP取得準備を支援

③団体認証の推進

- ・ 団体認証取得のために必要な事務局のノウハウ等を情報提供するなど、農業普及員が取得を支援
- ・ 国際水準GAP認証農産物を求める販売店等と産地のマッチングにより団体認証の取得を支援

④スムーズな審査の実施

- ・ 認証取得者の増加に対応した（公財）しまね農業振興公社によるスムーズな現地審査実施体制を整備

⑤GAP認証を活用した経営改善支援

- ・ GAPを活用した農業経営が可能となるようフォローアップを実施

⑥生産者が主体となったGAPを活用した農業経営改善活動の支援

- ・ 島根県GAP生産者協議会（生産者組織）の活動支援

(2) GAPに取り組むメリットが実感できる販売環境の構築

① 県外における美味しまねゴールド製品の販路拡大

- ・美味しまねゴールド（国際水準GAPガイドライン準拠全国第1号）を評価してもらえる高質量販店等と認証製品のマッチング等により県外の販路開拓を支援
- ・島根県農産物販路開拓アドバイザーを活用した県外の販路開拓とパートナー企業等から生産者へ商品改善のフィードバックを支援
- ・パートナー企業と連携し商品力向上や物流コスト削減の取組を支援



R5.7 知事トップセールス

R5.7 伊勢丹新宿店

R5.5 ナショナル田園

② 県内における美味しまね認証製品の販路拡大

- ・地元スーパー等における美味しまね認証コーナーの設置など認証製品の消費拡大の取組を実施
- ・小売店のバイヤーや販売員の美味しまね認証に対する理解促進を図るため出前講座を実施
- ・量販店等と生産者のマッチング機会を創出し、県内の販路拡大を支援



R5.11 みしまや東川津店

R5.11 ウンオ医大通店

R5.10 ダックス

③ 学校給食等における県産農産物の利用拡大

- ・食材コーディネーターによる学校給食、介護施設・保育所等における「美味しまね認証製品」の取扱拡大支援
- ・食の学習ノート等を活用した食育事業を実施

< 予算事業名 >

美味しまね認証を核としたGAP推進事業	65,740千円 (57,906千円)
しまねの農産物販路拡大支援事業	44,450千円 (51,364千円)

(9) 肉用牛生産の拡大

畜産課

1. 目指す姿と取組のポイント

【和牛子牛生産頭数 9,300頭以上、産出額 25億円以上増加】

子牛市場価格の変動にも耐えられる特色ある子牛の生産を進め、安定した経営を目指す将来の担い手を継続的に確保

- ① リース牛舎や放牧を活用した新規就農者の確保
- ② 市場価格をリードする種雄牛の造成
- ③ 繁殖雌牛の能力向上
- ④ 子牛や肥育牛の生産性向上

【KPI目標】和牛子牛生産頭数

R1: 7,522頭 ⇒

R5: 実績8,300頭(見込)/目標8,900頭

2. 取組の進め方と令和6年度予算事業

(1) 新たな担い手確保

【目標】毎年5名以上の新たな担い手を確保

R5 まで	取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資材や飼料の高騰から積極的に推進できない状況 ○ リース牛舎の整備を調整（雲南、浜田ほか）
	成果	○ 新規就農者10名(累計)、自営就農希望者12名(R5.9時点)



R6	取組方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 30頭規模以上を目指す専業新規就農者を育成 ○ 市町、JAと連携してリース（アパート）牛舎を整備
	支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 牛舎等の整備を支援 ○ ハウス等整備事業（中核的な経営体を目指す自営就農者確保対策事業の内数） 【拡充】 <ul style="list-style-type: none"> ・ リース牛舎等の整備（補助率 国1/2+県1/4） 208,000千円（187,244千円） ○ 畜産クラスター事業<国>（補助率1/2） 300,000千円（200,000千円）

(2) 種雄牛の造成・繁殖牛の能力の向上

(3) 子牛や肥育牛の生産性の向上

【目標】子牛市場価格と肥育出荷成績で全国平均以上を達成

R5 まで	取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第13回和牛全共北海道大会出品対策の本格化 ○ 子牛価格対策（国事業の要件緩和、育成技術の指導等）の実施
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国肉用牛枝肉共励会で2年連続日本一を獲得（県全体の枝肉成績も改善） ○ 子牛価格は一部地域を除き全国的に低迷 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国平均に対する比率 枝肉上物率 R1:95% ⇒ R4:98.8% ⇒ R5:99.7% 枝肉重量 R1:97% ⇒ R4:98.3% ⇒ R5:100%（見込） 子牛市場価格 R1:98% ⇒ R4:96% ⇒ R5:94%

R6	取組方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種品評会での好成績を活かし「しまね和牛」の認知度向上の取組を推進 ○ 北海道全共に向けた候補牛づくり(高能力雌牛活用による改良を促進) ○ 畜産技術センターの種雄牛造成体制を強化
	支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 繁殖雌牛の増頭・更新を支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ しまね和牛生産振興事業（繁殖雌牛更新対策） 25,000千円（37,500千円） ・更新10万円/頭、増頭15万円/頭⇒計180頭(40+140) ○ しまね和牛生産振興事業（優良雌子牛保留臨時対策）【新規】 25,000千円 ・増頭又は更新25万円/頭⇒計100頭 ➤ 生産子牛の評価向上、種雄牛の造成を強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ しまね和牛生産振興事業（雌子牛評価向上支援）【新規】 2,800千円 ・上場雌子牛の疾病因子の検査費用支援（3.5千円/頭×800頭） ○ しまね和牛生産振興事業（評価向上対策） 20,000千円 ・新たな能力評価項目の実用化、子牛生産・育成技術対策の実施 ○ 種雄牛造成強化事業 41,786千円（44,473千円） ・超優秀雌牛の導入、ゲノミック評価の活用によるスーパー種雄牛の造成 ➤ しまね和牛の認知度向上の取組 <ul style="list-style-type: none"> ○ しまね和牛生産振興事業（マーケティング・県外販売拡大支援）【新規】 19,300千円 ・観光連携、県外販売の拡大支援、子牛購買者の誘致

（４）放牧の拡大、県産飼料利用拡大

【目標】放牧を利用している繁殖牛を3,800頭以上に増加

R5 まで	取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共放牧場の整備と効率的な管理(リモコン雑灌木伐採機)の実証（隠岐、大田） ○ 県内産飼料と堆肥の利用拡大に必要な機器等の整備を支援（27件） ○ 自給飼料の生産・利用に係る現地実証（松江、出雲、大田）
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放牧利用頭数は横ばい R1:3,300頭⇒R5:3,300頭（見込み） ○ 知夫・西ノ島・三瓶で放牧牛管理GPSシステムを一部導入 ○ 稲WCS(R1:545ha→R5:745ha)及びトウモロコシ(R5:40ha)栽培面積の拡大



R6	取組方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内産水田粗飼料の生産・利用を拡大 ○ 隠岐、大田、奥出雲等で放牧利用を拡大
	支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県内産飼料の利用拡大・定着 <ul style="list-style-type: none"> ○ 県産水田粗飼料利用拡大推進事業 【新規】 170,800千円 ・粗飼料の品質・収量向上に係る畜産農家の取組支援（稲WCS：16千円/2500kg他） ・その他、分析費用支援、マッチング活動支援等 ➤ 放牧場の整備を支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 放牧再生支援事業 11,308千円（11,308千円） ・雑灌木の除去、牧草の再播種、牧柵の修繕等（補助率1/2、上限330万円） ○ 畜産公共事業<国、県、町村> 243,200千円（252,074千円）

(10) 持続可能な米づくりの確立

農山漁村振興課

1. 目指す姿と取組のポイント

【主食用米の生産面積の50%以上を担い手に集積】

【担い手のうち3分の2以上が生産コスト9,600円/60kgまで削減】

○米を基幹とする水田農業を維持・発展させていくためには、米価が下がっても収支が成り立つように、徹底的なコスト削減に取り組むことが重要

令和5年度実績見込み 担い手への農地集積 47% (目標47%)

2. 取組の進め方と令和6年度予算事業

肥料、燃油、生産資材価格の動向を注視しつつ、水稻の担い手への農地集積・集約、生産コスト低減に向けた取組を推進

低コスト技術の導入



多収穫品種の導入



農地の集積・集約

○リモコン除草機、密播・密苗、ドローンに加え、新たに直播栽培、自動給水栓等を導入

○マーケットニーズに対応する多収穫品種を生産⇒収量向上効果により大幅にコスト低減

○農地中間管理事業を活用し、規模拡大を目指す担い手、新規設立集落営農法人へ農地を集積

○低コスト化技術が円滑に導入できるよう、既に導入されている機械の広域利用やリース方式など、地域ごとの仕組みづくりを推進

○「ハナエチゼン」に替わる「つきあかり」の面積拡大
○品質低下の著しい平坦地域の「コシヒカリ」に替わる代替品種の推進

○「地域計画」策定において、水稻の担い手への中長期的な農地の集積・集約に向けた具体的検討を進める

収量・品質向上への対応

○生産コスト削減を図るうえで、収量向上対策は必須。
○水稻担い手の経営を維持するためには、高温による品質低下を解決する必要あり。
○JAと県が一体となって、収量・品質の低い担い手の課題を整理し、経営の改善を図る。

(1) 低コスト技術の導入

【規模拡大や生産コスト低減に必要な機械・施設の導入を支援】

- ①認定農業者（法人経営を含む）が、経営規模拡大や生産コスト削減のために必要な機械導入を支援
[担い手の省力・低コスト化技術導入支援 52,500千円(52,500千円)の内数
補助率：1/3]
- ②集落営農の広域連携組織がスマート農業技術等を活用して、経営規模拡大や生産コストの低減を図るために必要な機械導入を支援
[スマート農業技術等導入による広域連携組織化支援45,000千円(22,500千円)の内数
補助率：1/3]
- ③規模拡大や生産性向上を図ろうとする農業者等に対して、必要な機械・施設等の施設投資を支援
[【国】農地利用効率化等支援交付金 30,000千円(45,000千円)
補助率：3/10以内、1/2以内等]
- ④農業法人等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援
[【国】強い農業づくり総合支援交付金 300,000千円(565,000千円)
補助率：1/2]

【担い手への農地集積・集約化を支援】

- ⑤担い手への農地集積・集約化を加速化するため、農地の出し手・受け手や農地中間管理機構の活動を支援
[【国・県】農地利用集積促進事業 400,103千円(351,088千円)
対 象：農地の出し手、農地の受け手（認定農業者等）
支援額：農地の出し手 1.0～3.4万円/10a、農地の受け手 1.5～2.0万円/10a]

【生産コスト低減に向けた研修会の開催等】

- ⑥生産コスト9,600円/60kgを目標にした低コスト生産技術の組み合わせによるコスト削減効果を実証・展示
[生産コスト削減モデルの確立 4,131千円(4,632千円)]

(2) 高温の影響を受けない品質確保の取組

- ①高温対策栽培体系への転換支援 [【国予算】270,000千円 補助率1/2]
高温環境に適応した栽培体系への転換に向け、高温耐性品種や高温対策栽培技術を迅速に産地に導入するための実証等を支援
- ②高温登熟性に優れる品種の選定
県農業技術センターにおいて、高温に強い品種の選定に向けた試験を実施
- ③研修会の開催やパンフレット配布による生産者への周知徹底
県とJAが連携して、島根米の品質向上対策を推進

担い手不在集落の解消

(11) 日本型直接支払制度の取組拡大 (12) 地域が必要とする多様な担い手の確保

農山漁村振興課

1 目指す姿と取組のポイント

【令和6年度までに275以上の集落で担い手不在を解消】

- 県内には担い手不在集落が約960集落あり、こうした集落では農業者の高齢化や離農が更に進んだ場合、農地の維持が困難になりかねない。
- 県では、こうした集落で将来の営農体制について議論を促すことや中山間直払・多面的機能支払の取り組み推進、多様な人材の確保・育成などにより担い手不在集落の解消に取り組んでいる。
- 令和5年度実績見込み
 - 担い手不在集落における日本型直接支払新規取組数 6集落
 - 担い手不在集落解消数 14集落

2 取組の進め方と令和6年度予算事業

(1) 担い手不在集落での話し合い、共同活動の促進

- ①日本型直接支払交付金(国) 2,953,640千円(2,953,118千円)
中山間地域における農業生産活動を通じて農地を保全する農業者や農地、水路などの地域資源を守り、農村の有する多面的機能保持に取り組む共同活動を支援
 - ・中山間直接支払交付金：(田の場合)8千円～21千円/10a(広域化等の加算)3千円/10a
 - ・多面的機能支払交付金：(田の場合)3千円/10a(水路等の補修実施)2.4～4.4千円を追加
- ②地域計画策定推進緊急対策事業(国) 31,671千円(28,952千円)
地域農業の将来像(地域計画)の策定に向けた県、市町村及び農業委員会の活動への支援
- ③複数集落での担い手確保支援(県) 1,000千円(1,000千円)
担い手不在解消に向けた複数集落のエリアでの活動費等を支援
- ④担い手不在解消推進費(県) 1,320千円(1,320千円)
各地域で担い手不在集落の解消に向けた研修会や検討会、先進地視察等を実施

(2) 集落営農組織の設立

【方向】集落での検討や必要な機械導入の支援に、小規模の基盤整備も組み合わせた総合的な営農環境の整備により、集落営農組織の設立を促進

- ①営農の組織化等に関する支援(県) 62,254千円(39,854千円)
担い手不在集落における任意組織設立や組織の法人化、さらには広域連携に必要な話し合い経費や営農機械の導入費を助成
 - 【任意組織設立】
 - 話し合い経費：1/3以内 上限 66千円
 - 機械導入支援：1/3以内 上限 1,666千円
 - 【法人化・広域連携】
 - 話し合い経費：1/2以内 上限 1,000千円
 - 機械導入支援：1/3以内 上限 3,333千円
- ②小規模な生産基盤整備の支援(国・県) 360,677千円(293,945千円)の内数
担い手不在集落における暗渠排水などの生産基盤整備にかかる農家負担を軽減
 - 【基盤整備】農地耕作条件改善事業：(要件)総事業費2,000千円以上、受益者2者以上等(国)
 - 【負担軽減】県単農地集積促進事業：上記事業を実施し、担い手不在が解消されれば事業費の12.5%分を農家に促進費として交付(県)

(3) 近隣の担い手によるカバー

【方向】 集落側の近隣の担い手への期待は大きいですが、担い手不在集落へ出かけて農業経営を行うことはコスト高などが課題。
R3から営農経費等の受け手支援を強化して取組を促進

【農地の出し手支援】

- ①農地中間管理機構集積協力金（地域集積協力金）（国）83,235千円（83,136千円）
担い手への農地集積、集約化や荒廃農地の解消を加速するため、農地中間管理機構に農地を貸し付ける農家に対して協力金を交付
農家協力金：10千円～34千円/10a

【農地の受け手支援】

- ②近隣の担い手による営農支援（県） 19,167千円（30,833千円）
近隣の担い手が担い手不在集落の一定面積以上の農地で営農を開始する際に支援
担い手への交付金：500千円/集落 機械導入支援：1/3 上限 3,333千円
- ③担い手への農地集積促進事業（県） 23,000千円（23,000千円）
経営規模拡大を図る担い手の農地集積を支援
集積促進費：15千円～20千円/10a

(4) 定年帰農者等の多様な担い手確保

【方向】 認定新規就農者などの従来の「担い手」に加え、定年帰農者や集落営農の担い手（雇用、オペレーター等）、半農半Xなどの「多様な担い手」の確保を進める

- ①定年等帰農者の営農開始・定着を支援（県） 18,374千円（26,060千円）
担い手不在集落で農業を行う者の経営確立を支援
対象年齢：（見直し前）65歳未満（見直し後）67歳未満【要件見直し】
事業採択から5年以内に農業所得を概ね280万円
交付金：60千円/月（最長2年） 機械導入支援：1/3 上限 3,333千円
- ②集落営農組織の担い手確保支援（県） 5,640千円（3,120千円）
・法人として就農希望者を雇用し、技術や知識を習得させるために必要となる研修費用を助成
対象年齢：（見直し前）65歳未満（見直し後）67歳未満【要件見直し】
研修費助成：50千円/人/月（最長2年）
・オペレーター等で集落営農組織に参画し、かつ自らも経営する農業者（半農半集落営農）を支援
交付金：60千円/月（最長2年）
対象年齢：（見直し前）50歳～65歳未満（見直し後）67歳未満【要件見直し】
- ③多様な担い手の確保支援（県） 10,380千円（10,380千円）
・半農半Xを実践するUIターン農業者の研修費用等を助成
対象年齢：（見直し前）65歳未満（見直し後）67歳未満【要件見直し】
就農前：120千円/月（最長1年） 就農後：最大60千円/月（最長1年）
機械導入支援：1/3 上限 1,000千円

(13) 鳥獣被害対策の推進

農山漁村振興課鳥獣対策室

1. 目指す姿と取組のポイント

【鳥獣被害対策に意欲のある集落の被害額を50%以上削減】

- 鳥獣被害を減らすためには、個々の農地だけを守るのではなく、集落・地域全体の農地を守る仕組みをつくる「地域ぐるみの鳥獣対策」に農業者・集落が自ら取り組むことが重要
- そのためには、
 - ①集落・地域での話し合いによる合意形成
 - ②具体的な被害対策の計画づくりと実施
 - ③効果の検証とレベルアップといった取組とその改善を続けることが必要であり、各農林水産振興センターに設置した鳥獣被害対策チームが支援

令和5年度の進捗

- (1) 地域ぐるみの被害対策
 - ・指定した13地域において鳥獣被害対策チームが対策を指導し、9地域で被害額が41%減少（速報値）
- (2) 捕獲担い手の確保・育成
 - ・有害鳥獣捕獲に必要な狩猟免許新規取得者数は267名。このうち有害捕獲を目的とした取得者は187名
- (3) ジビエ活用取組
 - ・県内における野生イノシシの豚熱感染確認を受けて、県全域のジビエ処理加工施設に対して防疫対応等を説明
- (4) 新たな鳥獣被害対策
 - ・重点捕獲事業により市町のニホンジカの捕獲体制構築を支援
 - ・ニホンジカ捕獲事業を実施し、市町村捕獲分と併せ900頭程度捕獲の見込み

2. 取組の進め方と令和6年度予算事業

(1) 地域ぐるみの鳥獣被害対策

- ①公募等により指定した「被害ゼロ地域」について県から総合的に支援

[指定地域のメリット]

- ・対策を実施しているのに被害が減らない・新たな被害が発生している集落等について、合意形成から対策実施、効果検証、維持管理体制構築までを指導・支援
- ・サルや外来種などの新たな鳥獣被害を受けている地域を選定し、侵入防止柵の設置や、捕獲檻の導入などの具体的対策を実施
- ・有害鳥獣捕獲の担い手を確保・育成するため、狩猟免許試験に向けた講習会等を実施
- ・有害捕獲個体の処理負担を軽減させるため、ジビエ等へ活用する加工処理施設との連携体制を構築

(1) 地域ぐるみの鳥獣被害対策（つづき）

②より多くの地域が自立的に鳥獣被害対策に取り組むため、防護柵など防除施設の効果の長期化、維持管理の省力化に係る経費を支援

【関連する主な令和6年度予算事業】

- 地域ぐるみの鳥獣被害対策事業（県）[18,751千円]（11,640千円）
- 有害鳥獣被害対策補助金（県）[17,600千円]（23,600千円）
- 鳥獣被害防止総合対策交付金事業（国）[203,000千円]（202,000千円）

(2) 捕獲担い手確保・育成

- ①「地域ぐるみの被害対策」における有害鳥獣捕獲の担い手として、農業者等の「狩猟免許取得者」を増やす取組を行うとともに、捕獲技術習得・向上を支援
- ②新規狩猟免許取得者による捕獲を増やすため、実践的な捕獲技術の習得が可能な研修会を開催【新規】

【関連する主な令和6年度予算事業】

- 地域ぐるみの鳥獣被害対策（県）[(再掲) 18,751千円の内数]（11,640千円）
- 捕獲の担い手確保・育成対策（県）[9,199千円]
 - ・狩猟免許取得希望者に対する狩猟免許試験事前講習会を実施
 - ・新規免許取得者等に対して、わな架設等捕獲技能向上のための研修会を実施
 - ・新規免許取得者等に対して、実践的な捕獲技術習得のための研修会を実施
- 有害鳥獣被害対策補助金（県）[(再掲) 17,600千円]（23,600千円）
- 鳥獣被害防止総合対策交付金事業（国）[(再掲) 203,000千円]（202,000千円）

(3) 有害捕獲個体のジビエ等への活用

- ①「地域ぐるみの被害対策」の取組みで捕獲される有害鳥獣の処理負担を軽減するため、地域の実情に応じた未利用個体のジビエ等への活用を推進

【関連する主な令和6年度予算事業】

- 地域ぐるみの鳥獣被害対策（県）[(再掲) 18,751千円の内数]（11,640千円）
- 有害鳥獣被害対策補助金（県）[(再掲) 17,600千円の内数]（23,600千円）
 - ・国交付金の対象外となっている加工処理施設の小規模修繕や捕獲個体の回収に必要な保冷庫、輸送車等の導入経費を支援
- 鳥獣被害防止総合対策交付金事業（国）[(再掲) 203,000千円]（202,000千円）

(4) 新たな鳥獣被害対策

- ①中国山地のニホンジカ捕獲に向けて市町のニホンジカ捕獲体制整備を推進するとともに、市町が実施するニホンジカやサル等の捕獲事業を支援
- ②市町、林業事業体と連携しニホンジカの効果的捕獲のための生息状況調査、及び造林害マップの精度維持のための被害状況調査を実施
- ③ニホンジカ捕獲を促進するため、捕獲個体を簡易に埋却処分できる施設を市町村と連携して設置【新規】

【関連する主な令和6年度予算事業（R5.2補(初日)含む)】

- 中国山地のニホンジカ対策（県）[67,902千円]（54,753千円）
- 有害鳥獣被害対策補助金（県）[(再掲) 17,600千円の内数]（23,600千円）

林業のコスト低減

【1. 原木生産の低コスト化・2. 再造林の低コスト化】

林業課・森林整備課

1. 5年後の目指す姿

【5年後に林業の植林から伐採までの1サイクルの生産コストを15%以上低減】

- 人工林1haあたりの原木生産コストを5%以上低減
- 人工林1haあたりの再造林コストを18%以上低減

【令和5年度実績見込】

- ・植林から伐採までの1サイクルの生産コスト低減 11.8%
(原木生産コスト低減 5%、再造林コストの低減 12%)

2. 令和6年度の対策

(1) 原木生産の低コスト化

【課題】

- 林内路網や林業機械の導入など、原木生産の低コスト化に繋がる環境整備が不足

【対応】

- 森林資源が充実したエリアに原木搬出に必要な林業専用道、中規格作業道、森林作業道を集中的に整備
- 原木増産の低コスト化に必要な高性能林業機械、ICT機械を導入

林内路網整備支援 1,702,305千円(1,572,112千円)

※うち11月補正 235,505千円

- ・循環型林業拠点団地の骨格となる林業専用道整備へ支援
 - ①公共【実施主体】県、市町村【負担割合】(国)50%(県)40%(市町村)10%
 - ②非公共【実施主体】市町村、林業事業体【補助率】定額(1/2相当)
- ・林業専用道とネットワークを形成する森林作業道等を市町村と協調して支援
 - 【対象者】林業事業体【補助率】中規格作業道(定額5,000円/m)
 - 森林作業道(定額2,000円/m又は1,000円/m)
 - 作業ヤード(定額500,000円/箇所)
 - 排水施設(定額20,000円/箇所)

高性能林業機械の導入等支援 62,500千円(158,820千円)

※うち11月補正 19,000千円

- ・高性能林業機械を導入し、原木生産の低コスト化を実施する事業者等に対し、機械導入経費の一部を支援

(国庫)

- ・林業事業者への高性能林業機械等導入支援【実施主体】林業事業者【補助率】1/2, 1/3, 1/4

(県単)

- ①原木生産低コスト対策事業【実施主体】林業事業者
【補助率】定額(原木生産1m³あたり380円)
- ②林業・木材産業省エネ機器導入支援事業(R5.11月補正)
【実施主体】林業事業者【補助率】1/2

ICTを活用した原木生産機械等の導入支援 95,000千円(101,000千円)

※うち11月補正 92,000千円

- ・ICT技術を搭載した機械等について、本県の原木生産現場への適正を実証
【実施主体】県
- ・上記の実証により有効と確認したICT機械や、原木生産等の省力化に必要な機械等の導入を支援(R5.11月補正)
【実施主体】林業事業者【補助率】1/2
- ・効率的な森林資源の把握や路網設計の省力化等につなげるため、航空レーザ計測及び解析を実施(R5.11月補正)
【実施主体】県

(2) 再造林の低コスト化

【課題】

- 一貫作業と低密度植栽は、ほぼ定着
- コンテナ苗の生産技術は、改良・改善の余地がある

【対応】

- 補助事業による一貫作業や低密度植栽への支援の継続
- 新たなコンテナ苗生産技術等の指導強化と生産施設整備を支援

一貫作業、低密度植栽推進へ支援 785,540千円(836,569千円)

※うち2月補正 88,539千円、11月補正 2,000千円

- ・一貫作業、低密度植栽など低コスト化への取り組みを支援
【対象者】森林所有者ほか【補助率】68% ほか
- ・コンテナ苗生産施設整備を支援、病虫害防除対策や生分解コンテナ苗等の新たな生産技術を普及員が現地指導
【対象者】苗木生産者【補助率】1/2、1/3

原木が高値で取引される環境整備

【3. 製材用原木の需要拡大と安定供給・4. 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大】

林業課

1. 5年後の目指す姿

【5年後に生産する原木のうち製材用原木の割合を12%→17%以上】

- 人工林1ha当たりの原木販売額5%以上アップ
- 2製材工場を新設し、製材工場の原木需要量を現状100千m³から131千m³以上に増加

【5年後に製材工場の出荷量のうち高品質・高付加価値製品の出荷割合を44%→50%以上】

- 県産木材を積極的に使用する工務店の認定数を5年間で65社以上
- 木材製品の県外への出荷額を31.2億円以上

【令和5年度実績見込】

- ・ 生産する原木のうち製材用原木の割合 11.7%
- ・ 出荷量のうち高品質・高付加価値製品の出荷割合 47.5%

2. 令和6年度の対策

(1) 製材用原木の需要拡大と安定供給

【課題】

- 増産される原木の流通を担う木材市場の処理能力は上限に達しつつあり、一部の市場では受入制限等の事態も発生
- 原木生産は拡大基調にあるものの、製材工場の加工体制は質・量ともに脆弱であり、原木消費量は横ばいで推移

【対応】

- 原木市場の機能強化に取り組むことで、木材流通の円滑化を促進
- 製材用原木の需要拡大のために製材工場の新設や既存工場の規模拡大などを促進

原木市場機能の強化による木材流通拡大対策 【新規】65,666千円

- ・ 既存原木市場での製材用原木の流通量増に対応した土場の改良を支援

【対象者】原木市場 【補助率】1/3

- ・ 林業事業体と原木市場が連携し、市場機能を有する中間土場整備を支援

【対象者】林業事業体、原木市場 【補助率】ハード：2/3（国1/2, 県1/6）
ソフト：1/2

製材工場の新設や既存工場の規模拡大支援 277,426千円(406,169千円)
 ※うち11月補正 11,000千円

- ①製材工場の立地に係る支援(ソフト)
 - ・製材工場が行う候補地等の調査、アドバイザー活用等への支援
 【対象者】製材工場等 【補助率】定額
 - ・製材工場の新設・規模拡大に必要な実施設計、用地取得・土地造成等への支援制度創設
- ②製材工場の新設・増設や既存工場の規模拡大のための施設整備支援(ハード)
 - ・中核的な製材工場の施設整備への支援【新規】
 【対象者】製材工場等 【補助率】2/3(国1/2, 県1/6)
 - ・製材工場の高次加工などの施設改良等への支援
 【対象者】製材工場等 【補助率】1/2, 1/3

(2) 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大

【課題】

- 住宅分野で積極的に県産木材を使用する認定工務店の中にも、県産木材の使用割合の低い工務店がある
- 県外に向けた高付加価値製品の出荷量は伸びており、さらに出荷量を拡大させるためには新たな製品需要の確保が必要

【対応】

- 県産材の使用割合の向上を目指す工務店の取組を重点的に支援
- 県外出荷に向け新たな取引先の開拓に取り組む製材工場を支援

県産材使用割合を伸ばす認定工務店の支援 77,400千円(77,400千円)

- ・認定工務店が建築する住宅・非住宅について、県産木材使用割合が増えるよう使用割合に応じて段階的に工務店に支援

【対象者】認定工務店

【補助率等】	県産木材使用率	60%~70% までの部分	70%~80% までの部分	80%~100% までの部分
助成額		2万円/m ³	3万円/m ³	5万円/m ³

上限 住宅：新築37.5万円/戸・増改築20万円、非住宅：100万円/棟

- ・さらに、前年度に比べ県産木材使用割合を大きく引き上げる認定工務店を支援

【補助率】1/2、上限100万円/社

県外の新たな取引先を開拓する製材工場の支援 15,001千円(14,700千円)

- ・高い商品力を持った県産木材製品の新商品開発に係る取組を支援
 【補助率】1/2、上限250万円
- ・大都市圏で行われる展示・商談会等における製材工場の販路開拓の取組を支援
 【補助率等】定額(展示会への出展経費等)、1/2(県外企業の招聘)
- ・新商品等の県外販路を拡大するため、県が独自に展示商談会等を開催

林業就業者の確保

【5. 新規林業就業者の確保・6. 林業就業者の定着強化】

林業課

1. 5年後の目指す姿

【5年後に新規就業者を毎年80人以上確保と5年定着率を70%以上とし、林業就業者1,072人以上確保】

- 労働条件・就労環境の改善、新規就業者の確保等を図る「島根林業魅力向上プログラム」の実践に取り組む林業事業体数を49団体以上まで拡大
- しまね林業士の登録者数を林業就業者の70%以上(750人)に引き上げ

【令和5年度実績見込】

- ・ 林業就業者数 990人（新規就業者 80人、5年定着率 65%）

2. 令和6年度の対策

（1）新規林業就業者の確保

【課題】

- 島根林業魅力向上プログラムによる林業事業体の取組は一定程度進んでいるが、個々の林業事業体の取組だけでは、求職者や高校生に林業の現場作業や林業事業体への就業イメージが十分に伝えられていない

【対応】

- 林業事業体への就職や農林大学校への進学を促すため、若者や求職者への働きかけや、高校生に向けた林業学習を実施するとともに島根林業の魅力をPR

若者や求職者への働きかけ 28,267千円（35,262千円）

- ・ 島根林業への就業を促すため、就業相談や、林業体験研修、事業体見学等を実施
- ・ 林業事業体への就業や農林大学校への入学を促進するため、若者や求職者に対し島根林業の魅力をPR

高校生の林業学習 11,885千円(8,500千円)

- ・ 事業体の協力を得ながら高校生を対象とした県の循環型林業の取組みや伐採現場の見学、高性能林業機械に直接触れたり、シミュレーターで操作体験する機会を提供
- ・ 職業としての林業への理解を促進するため、高校生と林業就業者、農林大学校学生との意見交換会を実施

農林大の学生確保対策 108,489千円(93,742千円)

- ・ 農林大への就学をサポートするため給付金を支給(緑の青年就業準備給付金)
【補助率等】最大142万円/人・年
- ・ 農林大生の資格取得や装備品の費用に対する無利子貸付
※「しまね林業士資格」取得した場合、最短5年で全額を償還免除
- ・ 学生が就職を希望する林業事業者との連携によるインターンシップの実施

(2) 林業就業者の定着強化

【課題】

- 他産業並みの労働条件・就労環境になく、就業後の定着率が低い

【対応】

- 給与体系の改善や資格取得、熟練度に応じた手当制度の創設、週休二日制の導入など、島根林業の魅力向上に繋がる林業事業者の取り組みを促進

林業就業者の定着強化 66,505千円(85,285千円)

労働条件・就労環境の改善、新規就業者の確保、事業拡大・収益性向上を図る「島根林業魅力向上プログラム」に基づいて実施する取組を支援

また、労働条件・就労環境の改善状況を評価した結果を基に事業者が実施する改善の取組を支援

- ・ 就労環境改善のための機械・施設整備を支援 【補助率】1/3
- ・ キャリアアップ制度導入や、経営計画作成を中小企業診断士等により指導
- ・ 週休二日制導入に向けた試行を支援 【補助率等】25万円/年・班
- ・ 新規就業者の資格取得と林業機械操作の技術習得を支援 【補助率】1/2
- ・ 就業希望者の林業体験を支援 【補助率等】宿泊費4.9千円/泊 以内

沿岸自営漁業の担い手の確保・育成

～新規就業者確保と所得の向上～

沿岸漁業振興課

1. 目指す姿と取組のポイント

持続可能な沿岸自営漁業の実現に向け、

- ①新規就業者を安定的に確保（15人/年）
- +
- ②他産業並の所得（年間水揚金額720万円以上）を確保できる漁業者を育成（R6年113人以上）



意欲のある漁業者を県独自制度により認定新規漁業者・認定漁業者に認定し、安定的な経営を実現できるまで伴走支援

<認定漁業者制度>

将来の沿岸漁業、漁村を牽引する担い手として県が認定した漁業者

◇認定新規漁業者

「漁業経営開始計画」を作成し、意欲的に漁業経営に取り組む新規漁業者

◇認定漁業者

一定の水揚があり、更なる生産増加に取り組む漁業者

【取組のポイント】

- 新規就業者確保
 - ・技術習得や地域での就業の準備ができる「就業型研修」などの研修の実施と参入可能な漁業や受入地区の提案など、就業に向けた環境を整備
- 所得の向上
 - ・水揚アップに意欲のある漁業者に対し、「操業モデル」の実践を通じ新漁法の導入や漁業技術のスキルアップを支援

【主な取組の進捗状況】

- ◆認定新規漁業者数（見込み）…R 5年度認定4人、累計30人
- ◆認定漁業者数（見込み）…R 5年度認定28人、累計83人
- ◆R 5年度新規就業者数（見込み）…14人

2. 令和6年度予算における対応

島根の漁業を知る、関心を持つ

- 令和2年4月に県庁に設置したワンストップ窓口を拠点に、SNS等を活用した漁業や支援制度、就業プランの紹介やWEBでの面談、相談会を開催。
- 県内各地で開催する体験乗船会等を通じ、就業希望者の要望等に応じた漁業や受入地区を提案。

【しまねの漁業担い手づくり事業 782千円（782千円）】

漁業技術の習得・就業に向けた準備

- 就業型研修の前段階として、島根県にU・Iターンし、漁業を体験する場合に滞在経費を助成。〔助成額等〕120千円/月×1年
【U Iターンしまね産業体験事業（ふるさとしまね定住財団事業）】
- 就業希望者の自営漁業の技術を習得するO J T研修を支援。
〔助成額等〕
 - 〈就業型研修〉…主にIターン者向け
指導者経費120千円/月×2年 ※受入経営体と自営漁業指導者の合計額
教材費150千円/年×2年、研修費120千円/年×1年
 - 〈自営型研修〉…主に地元居住者、Uターン者向け
指導者経費50千円/月×2年
教材費220千円/年×2年、研修費120千円/年×1年【しまねの漁業担い手づくり事業 27,528千円（38,057千円）】
- 県と「担い手育成協定」を締結した定置網、養殖業等の企業的漁業経営体が研修生を受け入れる際に必要な機械等の導入を支援。
〔助成率〕1/3 〔上限額〕5,000千円
【企業的漁業経営体と連携した担い手育成事業 15,000千円（10,000千円）】

漁業経営を開始（自立）

- 認定新規漁業者が漁業経営開始時に導入する漁船等の経費を助成。
〔助成率〕県1/3、市町村1/3 〔県上限額〕1,000千円
- 認定新規漁業者の経営開始時の生活基盤を支える給付金を給付。
〔助成額等〕
50歳未満：1,200千円以内×5年、50歳以上65歳未満：600千円以内×2年
〔助成率〕県1/2、市町村1/2
【しまねの漁業担い手づくり事業 45,250千円（38,216千円）】

水揚げアップ・所得向上

- 実地（乗船）研修や試験操業を行い、水揚げアップにつなげる取組を支援。
〔支援対象〕乗船研修経費、試験操業漁具貸与等
- 地域の漁業者グループ（認定漁業者等が構成員）の新ビジネスモデルづくり、消費者ニーズに合致した商品づくり等の取組を支援。
〔助成率〕ソフト：1/2、ハード：1/3 〔上限額〕500千円、2,300千円
【しまねの漁業担い手づくり事業 11,400千円（11,400千円）】
- 沿岸有用魚種（イワガキ）の生産性を高めるための養殖技術を開発・普及し、沿岸自営漁業の収益性向上を支援。
【栽培漁業所得向上対策推進事業（イワガキ分）7,000千円（10,000千円）】
- 燃油代等のコスト削減につながる省エネ・省コスト機器等の導入を支援。
〔助成率〕1/2 〔上限額〕10,000千円
【水産業省エネ・省コスト機器等導入支援事業（R5.11補）60,000千円（123,000千円）】
- 漁業試験船「島根丸」の代船建造により、資源管理や海洋環境に関する調査研究体制を強化し、水産資源の持続的利用を支援。
【漁業試験船「島根丸」の代船建造事業 48,363千円（10,248千円）】

定置漁業の持続的発展

～沿岸漁業集落の維持・活性化～

沿岸漁業振興課

1. 目指す姿と取組のポイント

【132の沿岸漁業集落について、

1 集落当たり漁業者が5人以上いる形で維持】

- 定置漁業経営体の新規参入や、養殖業等の新たな漁業の導入など、沿岸漁業集落の維持・活性化に向けたモデルを構築。

【主な取組の進捗状況】

- 既存の県内定置経営体の規模拡大等を検討。また、132の漁業集落の振興に向けて、当該集落に居住する沿岸自営漁業者の意向を踏まえ、集落に応じた所得向上方策を検討。

2. 令和6年度予算における対応

定置漁業経営体の規模拡大等

- 収益性の向上に必要な漁船・漁具等のリース方式による導入を支援。
[助成率] 1/2 [上限額] 300,000千円
水産業成長産業化沿岸地域創出事業（漁具等リース事業）（国）
水産業競争力強化緊急事業のうち漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）（国）
- 国の漁船リース事業を活用して高性能漁船を導入し、収益性の向上に取り組む漁業者のリース料負担を軽減し、企業的漁業等の構造改革を加速化。
[助成率] 漁船建造費の1/20 [上限額] 25,000千円 ※市町村と同率を助成
【水産業競争力強化漁船導入促進事業 33,000千円（30,000千円）】
- 燃油代等のコスト削減につながる省エネ・省コスト機器等の導入を支援。
[助成率] 1/2 [上限額] 10,000千円
【水産業省エネ・省コスト機器等導入支援事業(11補) 60,000千円（123,000千円）】
- 漁業試験船「島根丸」の代船建造により、資源管理や海洋環境に関する調査研究体制を強化し、水産資源の持続的利用を支援。
【漁業試験船「島根丸」の代船建造事業 48,363千円（10,248千円）】

沿岸漁業集落における新たな振興策

- 地域の漁業者グループ（認定漁業者等が構成員）の新ビジネスモデルづくり、戦略販売等の取組を支援。
[助成率] ソフト：1/2、ハード：1/3 [上限額] 500千円、2,300千円
【しまねの漁業担い手づくり事業 5,700千円（5,700千円）】
- マーケットインを基本とした産地構想による6次産業化、輸出等の取組を支援。
[助成率] 基本補助1/2(1/3)。産地の負担を総事業費の25%(1/3)まで圧縮可
[上限額] 30,000千円/年度以内、50,000千円/3年度以内(25,000千円/2年度以内)
※()…更新(深化、高度化の取組)の場合(最大2年間)
【産地創生事業 180,000千円（170,000千円）】

企業的漁業経営や内水面漁業の安定的発展

水産課・沿岸漁業振興課

1. 目指す姿と取組のポイント

【企業的漁業経営や内水面漁業の安定的発展】

- 科学的知見の収集・提供の充実等により、資源管理と収益性向上の両立を図る。

【主な取組の進捗状況】

- 魚種別分布予測システムについて、沖合底びき網漁業において主な漁獲対象の15魚種で開発し、予測精度も向上。
- アカムツにおいて、同システムの活用と機動的禁漁区の設定により、大型サイズの漁獲が増え、収益向上に寄与。

2. 令和6年度予算における対応

効率的な操業による漁獲と資源管理の両立

- 沖合底びき網漁業の主要魚種（15種）を対象に開発した分布予測システムを高度化し、市場動向を反映した最適操業を後押し。
【底びき網における資源管理システムの高度化（試験研究） 3, 180千円（3, 593千円）】
- 漁業試験船「島根丸」の代船建造により、資源管理や海洋環境に関する調査研究体制を強化し、水産資源の持続的利用を支援。
【漁業試験船「島根丸」の代船建造事業 48, 363千円（10, 248千円）】

省エネ等による収益性の向上

- 収益性の向上に必要な漁船・漁具等のリース方式による導入を支援。
[助成率] 1/2 [上限額] 300,000千円
水産業成長産業化沿岸地域創出事業（漁具等リース事業）（国）
水産業競争力強化緊急事業のうち漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）（国）
- 国の漁船リース事業を活用して高性能漁船を導入し、収益性の向上に取り組む漁業者のリース料負担を軽減し、企業的漁業等の構造改革を加速化。
[助成率] 漁船建造費の1/20 [上限額] 25,000千円 ※市町村と同率を助成
【水産業競争力強化漁船導入促進事業 33, 000千円（30, 000千円）】
- 県内最大の水揚げ拠点である浜田地域の基幹漁業を対象に浜田市が緊急的に進める高性能漁船への更新等による収益性向上の取組を支援。【拡充】
【浜田地域基幹漁業・関連産業継続緊急支援事業 44, 494千円（28, 800千円）】
※R5.11補 漁船更新の追加支援に係る債務負担行為を設定 241, 560千円（R5～R7）

優良種苗の放流による資源の安定化

- アユ資源の安定化のため、天然遡上した稚魚を親魚養成し種苗生産するなど、県内河川環境に適した種苗放流の取組を支援。
【島根の河川環境に適したアユ優良種苗系統作出事業 4, 490千円（4, 490千円）】